

令和8年度 学校経営計画

北区立都の北学園
校長 宮入 祥郎

法令及び東京都教育委員会並びに北区教育委員会の教育目標を踏まえ、公教育を担う使命感をもって教育活動を推進する。

【東京都教育委員会の教育目標】

東京都教育委員会は、子供たちが、知性、感性、道徳心や体力をはぐくみ、人間性豊かに成長することを願い、

- 互いの人格を尊重し、思いやりと規範意識のある人間
- 社会の一員として、社会に貢献しようとする人間
- 自ら学び考え行動する、個性と創造力豊かな人間の育成に向けた教育を重視する。

【北区教育委員会の教育目標】

「教育先進都市・北区」の教育は、教育基本法に則り、人間尊重の精神を基調とする。地域社会の一員としての自覚のもと、ふるさと北区に誇りをもち、自らの力で人生を切り拓き、広く国際社会に貢献することのできる、心身ともに健康で文化的な資質をもつ人間を育成することを目指す。

1 本校の教育目標

社会の急速な発展に伴う教育諸課題に対応するとともに、発達の段階に応じた9年間の切れ目のない指導を展開し、地域と共にぬくもり溢れる学び舎で、ふるさと北区の一員としての自覚をもち、国際社会で活躍できる児童・生徒を育成する。

- 一、自分と他人のよさを認め、互いを思いやる心豊かな人（ゆたかな心）
- 一、自ら考え正しく判断し、ねばり強くやり遂げる人（学びつづける力）◎
- 一、心も体も健康で、仲間とともに取り組む人（すこやかな体） ◎…今年度重点

2 目指す学校像【9年間いつでも学んで楽しい学校】

(1) 具体的な学校像

- ① 児童・生徒が生き生きと活動し、自らの能力と個性を発揮できる学校
- ② 児童・生徒が安心して学習し、将来を展望できる学校
- ③ 教職員が互いに信頼し合い、各自の力を十分に発揮できる学校
- ④ 保護者が安心して子どもを任せられる学校
- ⑤ 地域の方々が誇りに感じ、地元の子どもが安心して入学できる学校

(2) 目指す学校像を実現させるための基本方針

- ① 前・後期課程9年間の全ての教育活動について、全教職員が系統性・連続性を重視して計画・実施するとともに、評価・改善を施す。
- ② 全教職員が自ら健康管理に留意し、人格を磨き、識見・指導力を伸ばす努力をするとともに、学習指導要領に基づいた「わかりやすい授業」「どの児童・生徒も学ぶ喜びをもてる授業」を目指す。
- ③ 教職員一人一人が児童・生徒一人一人を愛情をもってよく見つけ、9年間の育ちと将来の望ましい姿を思い描きながら、長期的な視点に立って適切な支援を行う。
- ④ 児童・生徒の心が分かる教師を目指す。そのため、児童・生徒の過去に思いを馳せ、児童・生徒の現在を共感的に理解し、児童・生徒の未来を信じて児童・生徒理解に努める。
- ⑤ 全教職員が組織人としての自覚のもとに行動するとともに、教職員がお互いを尊重し、良さを認

め、互いの理解と信頼の上に立って、もっている力を最大限発揮できる集団を目指す。

- ⑥ 即日対応を原則として、保護者等への報告・連絡は、決して後回しにしない。
- ⑦ 子供と地域があつての学校であるという認識をもち、地域の方々との連携を重視するとともに、地域の活動・行事等についての理解を深める。

3 中期的目標と方策

極めて変化の激しい時代にあつて教育に寄せる期待が大きい現代社会の要請や、都の北学園への保護者や地域の願いや期待をしっかりと受け止め、信託に応える「9年間いつでも学んで楽しい学校」づくりを推進する。

(1) 確かな学力の定着を目指して、日常の授業を充実させる。

- ① 全ての教科等で育成すべき「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」の資質・能力を身に付けさせるため、学習指導要領に基づいて授業を計画し確実に実践する。
- ② 単元・題材のまとめを見通して、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に日常的に取り組むとともに、各種学力調査や日常の学習状況の分析に基づいて「授業改善推進プラン」を策定し、策定直後からプランに基づく授業改善に取り組む。
- ③ 日常的にICT機器を有効に活用し、児童・生徒の興味・関心を喚起するとともに、学習内容の理解を促進する。

(2) 豊かな心を身に付けた児童・生徒を育てる。

- ① 全教育活動を通して「心を育てる」ことを目標に、「ゆたかなこころ」「学びつづける力」「すこやかな体」をバランス良く備えた児童・生徒の育成を図る。
- ② 「あいさつ」は人間関係の出発点であるとの理解のもと、明るく元気に「あいさつ」をすることができる児童・生徒を育てる。
- ③ 道徳教育推進教師を中心に「特別の教科 道徳」の実践に取り組み、道徳教育の充実を目指す。後期課程においては、道徳科の授業は、学年所属の教員全員で計画及び分担をして指導する。
- ④ 運動会及び文化的行事をはじめとする学校行事を通して、協力する心、豊かな表現力や感性を育む。
- ⑤ 特別支援学級（自閉症・情緒障害）と通常の学級の交流及び共同学習を年間を通じて計画的に実施し、互いの児童・生徒が尊重し合う大切さを学ぶ機会の充実を図る。
- ⑥ 生活指導部の指導方針のもとに全教職員が一致して指導に当たり、児童・生徒の好ましい規範意識を醸成し、都の北学園における集団生活の規律やルールを身に付けさせる。

(3) コミュニティ・スクールとして家庭・地域との連携を図り、開かれた学校づくりを行う。

- ① コミュニティ・スクールとして学校運営協議会を年4回開催し、本校の教育課程、校長の経営計画、教員の人事構想、校内予算等について、地域・保護者等からなる委員からの意見を受け、開かれた学校づくりに生かす。
- ② 学校運営協議会（兼学校関係者評価委員会）委員や保護者対象の学校評価アンケートを行い、地域や保護者の考えや期待を受け止め、開かれた学校づくりを推進する。学校評価の結果は公開する。
- ③ 児童・生徒がかかわる地域の様々な行事等に対する理解を深め、可能な範囲で教職員の参加を促し、地域や保護者との連携を一層深める。
- ④ 保護者の声に真摯に耳を傾け、自らの指導を振り返る良い機会ととらえ、日々の指導の充実に努める。

4 今年度の取り組み目標と方策

(1) 教育活動の目標と方策

① 学習指導

【目標】 確かな学力の定着と個に応じた学習指導の充実を図り、授業改善に取り組むことで、よく分かる授業を実現する。

- i 次の3点を指標として、授業を計画する。
 - ア 教えることと考えさせることの調和を図る。
 - イ 児童・生徒が教科内容を好きになるように工夫する（課題に適度な難易度を持たせる）。
 - ウ 個別最適な学び（自分の考えを持つ学び）を協働的な学習とICT活用の充実で実現する。
- ii 各教科の単元・題材のまとまりの計画を立ててから授業に臨む。その際、各単元・題材で「何ができるようになるか」を設定した上で、1単位時間それぞれの位置付けについて計画する。計画は週案簿に明示する。日常の授業改善は、単元・題材のまとまりの中で行う。
- iii ICT機器を日常的に活用し、分かる授業を目指す。どの教員も電子黒板・デジタル教科書を扱えるようにする。また、ICT推進委員会が核となって一人1台の学習用端末「きたコン」の活用法について開発するとともに、活用の技能向上を図る。
- iv 学習する児童・生徒の視点に立ち、授業を見直し改善する。発問・説明・教材提示・板書等の内容及び順序については、児童・生徒の思考過程を十分に考慮して授業を構成し、学習効果を高める。
- v 各種学力調査や日常の学習状況の分析に基づいて「授業改善推進プラン」を策定し、策定直後からプランに基づく授業改善に取り組む。策定後の「授業観察」「公開授業」等の学習指導案には、「授業改善推進プランに基づく改善点」の項目を起こして明記する。また、授業改善推進プランはホームページ上で公開する。
- vi 各教科の評価については、評価材料として豊かな質・量・種類を確保し、3観点の関連に留意しながらバランス良く適切に算出する。その際、評価を受け入れる児童・生徒及び保護者からの視点についても十分に留意する。
- vii 算数・数学の習熟度別少人数指導を実施し、個に応じた指導を展開することで確かな学力の定着を図る。また、後期課程を中心に各種検定等を通して基礎学力の定着を促す。
- viii 正しい日本語を用いて指導に当たる。特に「ら抜き言葉」を教師が使用しない。

②生活指導・進路指導

- 【目標】児童・生徒の好ましい規範意識と豊かな心とともに、望ましい勤労観を育成する。
- i 同一の指導方針のもとに指導を徹底するため、生活指導部会等の場を活用して、情報交換及び共通理解を図る。また、必要に応じて個別の生徒の情報交換を、日常적으로お互いに遠慮なく行い、生活指導の効果を上げる。
- ii いじめ、不登校の未然防止、早期発見・早期対応に努める。また、児童・生徒の問題行動等についての保護者への連絡・相談を迅速かつ確実に行い、家庭の理解と協力のもとに指導を進める。
- iii 子どもは大人の背中を見て育つ。「言葉より行動」をモットーに児童・生徒の指導に当たる。
- iv 生活指導主任、養護教諭、スクールカウンセラー等との連携をとり、登校しぶりの児童・生徒や集団への不適応を示す生徒へのきめ細やかな指導を行う。
- v 児童・生徒の安全確保・健康管理に努め、特に危険箇所の把握と対策には年間を通して万全を期す。
- vi WEBQ Uを年3回実施し、学級集団や児童・生徒個人の特性を把握する手段として有効に活用し、好ましい集団づくりや個別対応はもとより、いじめの未然防止・早期発見、道徳科教育にも生かす。
- vii 特別支援教育校内委員会及びいじめ防止対策委員会を定期的に開催するとともに充実させ、課題のある児童・生徒に対する、きめ細やかな指導につなげる。
- viii 都の北学園としてのキャリアパスポートを開発して活用するとともに、全体計画・年間指導計画に基づいたキャリア教育を行い、望ましい勤労観や職業観・自己肯定感等を育成するとともに、多様な進路について理解を深めさせる。

③学校運営

- 【目標】学校は組織。「チーム都の北」「9年間いつでも学んで楽しい学校」を合言葉に、報・連・相を確実に、教職員一人一人の特性を生かし、全員の力を結集して都の北の教育を実践する。
- i 明るく活気があり、風通しの良い職員室・事務室・校長室を実現できるよう、全教職員の力を結集

- する。
- ii 各教育活動を計画する際には、前・後期両課程が常に存在していることに十分留意し、お互いが干渉し合う計画を避けることはもとより、可能な範囲で好影響を享受し合うものとする。
 - iii 主幹・主任教諭が学校運営に関わる高い意識をもち、自らの役割を自覚し、校長・副校長への報告・連絡・相談を密に行うとともに、リーダーシップのもと、学校として組織的な教育を推進する。
 - iv 教職員相互の協力・協働を推進し教育効果を上げるために、各自が**分掌の役割と責任**を自覚して、確実に実践する。また、OJTを組織的・計画的・意図的に行う。
 - v **職員会議・企画委員会の年間予定を立て**、それに基づいて各担当者は起案する。その際本校の**起案システム**に基づいて起案する。また、校長名で保護者・地域・関係機関等に発出する文書についても起案システムに基づいて決裁を受けたのち発出する。
 - vi 教員は教師であるとともに公務員であり、一人の常識ある社会人でもある。公務中はもとより、公務以外の場面においても**サービス事故**に問われることがあることを深く自覚し、都民や地域社会からの信用を失墜することがないように肝に銘じ、**サービス事故「0（ゼロ）」**を保つ。行政系職員も同様である。
 - vii 全職員が**ライフ・ワークバランス**を尊重し、職務遂行の効率化を図る。各自1ヶ月の時間外在校時間30時間以下を目指し、45時間を超える職員**「0（ゼロ）」**を組織の目標とする。管理職は業務量管理を行い、校長は状況を学校運営協議会に定期的に報告する。

④特別活動・その他

- 【目標】児童・生徒が互いの良さや可能性を発揮しながら、自主的・実践的な集団活動を通して、行動の仕方や合意形成、意思決定等を行う力を身に付けるとともに、自己実現を図ろうとする態度を養う。
- i 学級活動においては、「問題の発見・確認」「解決方法等の話し合い」「解決方法の決定」「決めたことの実践」「振り返り」の学習過程において、児童・生徒が自発的・自治的な学級づくりを実感できるようにする。特に「**合意形成**」に至る話し合い活動に一人一人が自分なりの意思をもって臨めるよう、**年間計画**に基づいて**学級会**の指導を行う。
 - ii **児童会・生徒会活動**においては、委員会活動も含めて、児童・生徒の自発的・自治的に活動する態度や能力を高められるよう、場や機会を計画的に確保する。
 - iii **クラブ活動・部活動**については、可能な範囲で活動の充実を図るとともに、特に後期課程の部活動においては、生徒及び教員の負担軽減にも配慮する。
 - iv **儀式的行事**は学校でこそ本格的に体験できる行事ととらえ、児童・生徒が本気になって参加する雰囲気醸成をよう指導する。
 - v 特に後期課程においては、**地域清掃やボランティア活動**を通し、社会に貢献する喜びを味わわせるとともに郷土意識を育む。

(2) 重点目標と方策

①特別の教科 道徳（道徳科）の充実を図る。

- i 年間指導計画に基づいて着実に授業を実施する。全学年、年間35時間（第1学年は34時間）以上の道徳科の授業を実施するとともに、各学年で定められている内容項目を全て網羅する。
- ii 授業で使用する教材は、教科書を核として適切に取り上げる。
- iii 道徳教育推進教師を核に、前期課程では低・中・高学年の各担当が、後期課程では各学年の道徳担当が全学級における道徳授業の進捗を管理する。

②特色ある教育活動を推進する。

- i 第4・7学年の防災減災教育、第5・8学年の農業体験学習（田植え・稲刈り）、全学年対象の都の北まつり、後期課程生徒による読み聞かせ等、義務教育学校ならではの異学年交流を伴う場면을積極的に計画・展開する。
- ii 自閉症・情緒障害特別支援学級と通常の学級との交流及び共同学習を展開し、互いが尊重し合う心の醸成を図る。また、特別支援教育校内委員会を定期的に開催するとともに、全ての教育職員、行政職員が特別な配慮を要する児童・生徒の理解に努め、特別支援教育を推進する。